

国有林からの協力内容の紹介



国民の森林・国有林

林業大学校等に対する 近畿中国森林管理局・ 森林管理署、森林管理事務所の取組について

令和元年6月10日(月)
近畿中国森林管理局

林野庁

意見・情報交換会の目的

背景・目的

- ◆ 近畿中国森林管理局においては、これまでも各林業大学校等に対し、近隣の署等から講師派遣や、国有林のフィールド提供等を行ってきた。
- ◆ 今年度から森林経営管理法が施行され、意欲と能力のある林業経営者や担い手の育成が重要となっている。
- ◆ 管内の林業大学校等についても、それぞれの地域において、より充実した担い手の育成対策が取り組まれようとしている。



国有林としても、地域と連携した技術の普及が求められており、将来の林業経営者や林業従事者等を育成する林業大学校等に対し、皆様からの意見・要望等を聴きながら、これまで以上に協力できる講義内容や現場実習等を充実させていく。

近畿中国森林管理局管内署等との位置関係



★：林業大学校等
■：森林管理局・署等

これまでの取組状況

学校等の名称	国有林野事業との関係
ふくい林業カレッジ	平成30年6月、福井署と連携・協力の協定締結。署長が講義を実施、森林調査の現地学習会を実施。
みえ森林・林業アカデミー	三重署長が開校式に出席。 森林整備部長が講義を実施。
京都府立林業大学校	森林整備部長が講義を実施。 実習に国有林からフィールド提供。 卒業生が林野庁入庁。
兵庫県立森林大学校	元長官が名誉校長。 署長が講義を実施、国有林からフィールド提供し現地説明を実施。
和歌山県立農林大学校	林業経営コース(木材産業科目)で署長が講義を実施。
にちなん中国山地林業アカデミー	平成31年3月、日南町とサポートチーム(鳥取署、森林技術・支援センターが構成員)と覚書を締結。 資源活用課長が講義を実施、国有林からフィールド提供。
島根県立農林大学校	平成29年7月、島根署と連携・協力の協定締結。署長が講義を実施するとともに、国有林からフィールド提供。 卒業生が林野庁入庁。

連携・協力に関する協定・覚書の紹介

日南町立林業アカデミーの運営協力に関する覚書

日南町（以下「甲」という。）と日南町立林業アカデミーサポートチーム（以下「乙」という。）は、日南町立林業アカデミー（通称「にちなん中国山地林業アカデミー」。以下「アカデミー」という。）の運営について、以下のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、甲が設置するアカデミーに対して、乙が専門的な知識と技術を発揮して協力することにより、研修の質的充実を図り、将来の日南町及び県内外の林業の中核を担う技術者を養成することを目的とする。

（サポートチーム）

第2条 日南町立林業アカデミーサポートチームは、別記に定めるとおりとする。
2 甲は日南町立林業アカデミーサポートチームの入会、脱退を随時受け付けるものとする。

（協力）

第3条 前条の目的を達成するため、甲が実施するアカデミーにおいて、乙は次の事項について協力する。

- （1） 森林・林業・木材産業に関する技術スタッフの派遣及び技術指導
- （2） 現場の専門技術を習得するうえで必要な実習フィールドの提供
- （3） 職業意識の向上に役立つ就業体験の受入れ
- （4） その他アカデミーに対する技術的助言等

2 甲と乙は、協力の具体的な方法等について、別に協議のうえ取り決めるものとする。

（意見の反映）

第4条 甲はアカデミーの運営に関し、協議の場を設ける等、乙の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

（効力）

第5条 本覚書は、署名した日をもって効力を発生する。

（サポート期間）

第6条 この覚書の有効期間は署名した日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲、乙のいずれからも解約の申し出のないときは、同一条件で更に1年間

継続するものとし、以降も同様とする。

（その他）

第7条 本覚書に定めのない事項又は本覚書に定める事項に関し疑義等が生じたときには、甲と乙が協議して定めるものとする。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成31年3月20日

甲 日南町長 （署名）

乙 日南町立林業アカデミーサポートチーム

代表 日南町森林組合
代表理事組合長 （署名）

<<別記>>

日南町森林組合
林野庁近畿中国森林管理局鳥取森林管理署
林野庁近畿中国森林管理局森林整備部森林技術・支援センター
鳥取県
国立大学法人鳥取大学
国立大学法人鳥根大学
（株）レンタルのニッケン
大建工業（株）
国土防災技術株式会社
（株）オロチ
日南町木材生産事業協同組合
（株）グリーンシャイン
岡山県施業研究会
アサヒの森環境保全事務所
（公財）鳥取県林業担い手育成財団

提供可能な森林・林業に関する技術・知識①

森林・林業に関する技術・知識

近畿中国森林管理局では、これまでも概論的な講義については、近隣の署等の協力により行っていたが、今後はより幅広い技術・知識の提供による協力を行っていく考え。

知識習得系(座学による講義)

ア 概論

イ 個別分野

- ① 森林計画・森林施業関係
- ② 造林・保育事業関係
- ③ シカ捕獲事業
- ④ 保安林、治山事業関係
- ⑤ 森林環境教育
- ⑥ 安全関係



【講義イメージ】

フィールド実践系

ア 調査系

- ① 森林計画・森林施業関係
- ② 造林・保育事業関係
- ③ 素材生産・販売事業関係
- ④ ドローンの活用
- ⑤ 森林環境教育

イ 作業系(国有林で発注している事業について、現地で説明等)



【現地実習イメージ】

提供可能な森林・林業に関する技術・知識②

知識習得系(座学による講義)

概 論

- 森林・林業・木材産業の動向
- 国有林野事業の動向
- 近畿中国森林管理局(各署等)管内の取組
- 民有林と国有林の連携



提供可能な森林・林業に関する技術・知識③

知識習得系(座学による講義)

個別分野

➤ 森林計画・森林施業関係

- 森林計画制度(森林施業における各種法令協議を含む。)
- 森林づくりの基本的考え方(多様な森林施業)
- 間伐
- 森林と生物多様性保全
- 林況調査(図面、空中写真の活用を含む。)
- GISを活用した森林管理

➤ 造林・保育事業関係

- 造林・保育事業(低密度植栽、コンテナ苗植栽、下刈省略等の低コスト造林、シカ対策を含む。)
- 森林病虫獣害対策(特に松くい虫対策、カシナガ対策)
- 早生樹の育成、里山広葉樹の活用



【コンテナ苗の植栽】

➤ シカ捕獲事業

- 囲い罠や足くり罠(小林区)等

➤ 素材生産・販売事業関係

- 素材生産事業(生産性向上を含む。)
- 販売事業(素材、立木、その他)
- 簡易で壊れにくい作業道の作設と維持管理
- 伐採から植栽までの一貫作業システム
- 檜皮採取林

➤ 保安林、治山事業関係

- 保安林制度、海岸防災林造成事業
- 各種治山事業の取組

➤ 森林環境教育

➤ 安全関係

- 国有林野事業職員の安全対策(一人外業対策、ハチ対策、ダニ対策を含む。)
- 請負林業事業体への安全指導

提供可能な森林・林業に関する技術・知識④

フィールド実践系

調査系

➤ 森林計画・森林施業関係

- 森林の見方(全体の生育状況の把握の仕方を含む。)
- 林分蓄積の把握方法(OWLの活用を含む。)
- 間伐調査方法
- 林分内容把握や路網配置等に係る踏査のポイント
- 簡易測量(GNSS)

➤ 造林・保育事業関係

- 造林・保育請負事業の工期調査

➤ 素材生産・販売事業関係

- 搬出系統図の作成方法(車両系、架線系)
- 素材の数量調査(検知)

➤ ドローンの操作技術とその活用方法

- ドローンによる森林調査

➤ 森林環境教育の実践



【現地実習イメージ】



【職員によるドローン講習会】



【下刈り状況】

提供可能な森林・林業に関する技術・知識⑤

フィールド実践系

作業系

国有林野事業で発注している以下の作業内容の説明、現地見学

- 造林・保育事業（シカ対策を含む。）
- シカ捕獲事業
- 松くい虫、カシナガ被害対策
- 素材生産事業（作業道の開設含む。）
- 販売事業
- 海岸防災林造成事業



【現地説明イメージ】

その他

- 檜皮採取林の説明、現地見学



【現地見学イメージ】

その他の協力について

展示による普及啓発協力

ギャラリー展示

局1階を利用した展示、イベントの開催



吉野町(H30.4.2~5.18)



森林鉄道イベント(H30.6.9)



山の日展示(H30.7.1~8.24)

もり 森林の市

日時: 令和元年10月27日(日)10:00~15:30

主催: 水都おおさか森林づくり・木づかい実行委員会

森の恵みや木の良さに触れ、森林の大切さ、林業の役割、木材利用の意義、農山村の現状等について、来場者に楽しみながら知っていただけるイベントを開催



昨年の様子(H30.10.28)

その他の協力について

森林技術交流発表会

森林・林業に係る技術・優良取組事例の情報交換・普及を目的に「森林・林業交流研究発表会」を開催。

今年度は、11月12日～13日に開催予定。
発表者募集中(8/30まで)

◇ 発表内容

公益的機能の高度発揮のための森林施業、林業の成長産業化に資する林業技術や手法、民有林と国有林による連携の取組、安全衛生意識の高揚の取組、国民参加の森林づくり、NPO等と連携した取組、森林環境教育の取組、国民視点に立った業務上の創意工夫など。

◇ 参加資格

- (1) 近畿中国森林管理局の職員
- (2) 近畿中国森林管理局管内の府県及び市町村の職員
- (3) 近畿中国森林管理局管内の森林・林業関係団体等の職員
- (4) 近畿中国森林管理局管内の教育機関の生徒・教職員等
- (5) 上記(1)～(4)と共同で研究する者



【平成30年度開催パンフレット】



【発表会の様子】

「天皇陛下御即位記念分収造林」

分収造林とは、造林者(国以外の者)が、契約により国有林に木を植えて一定期間育て、成林後に分収木を販売し、その収益(販売代金)を国と造林者とで予め契約した一定の割合で分収する制度。
天皇陛下御即位記念として通常より有利な分収造林を設定。ただいま実施者を募集中。

分収割合: 国 100分の20、造林者 100分の80

※ 一般の分収造林(国 100分の30、造林者 100分の70)に比べて造林者に有利な設定

近畿中国森林管理局 今後の取組

- ◆ 近畿中国森林管理局では、今回例示した内容により、林業大学校等から要望があれば、**近隣の署からだけでなく、管内全域から、講義での講師派遣、国有林内での作業の実践について協力していく。**
- ◆ **近畿中国森林管理局管内林業大学校等協議会を設置し、林業の担い手育成に関する取組や林業施策等の情報提供・意見交換のため、定期的な協議を行いたい(年1回)。**

林業大学校等との意見・情報交換会 令和元年6月

ふくい林業カレッジと 福井森林管理署との連携

写真：「日本百名山」の
荒島国有林（大野市）

林野庁 近畿中国森林管理局
福井森林管理署 竹井 正治



ふくい林業カレッジとの協定

平成30年5月28日 協定締結



ふくい林業カレッジ（福井県総合グリーンセンター）



新聞報道あり

ふくい林業カレッジと福井森林管理署との
連携と協力に関する協定

ふくい林業カレッジ（以下「甲」という。）及び福井森林管理署（以下「乙」という。）は、以下のとおり連携と協力に関し協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、森林の有する公益的機能の発揮や林業の成長産業化に貢献するため、甲及び乙が連携・協力し、森林・林業の技術の普及、人材の育成等を図ることを目的とする。

（連携及び協力する事項）

第2条 前条の目的を達成するため、連携及び協力する事項は、以下のとおりとする。

- (1) 実習、実証、研究等のためのフィールドの提供
- (2) 人材の育成のための講師派遣
- (3) ICT等低コスト化につながる技術の導入
- (4) 森林環境教育など、その他森林林業の普及
- (5) 就業体験等、林業関係機関への就職意識向上のための諸活動
- (6) その他、第1条の目的に資するため、甲乙双方が必要と認めた事項

2 具体的な方法については、都度甲乙協議の上取り決めるものとする。

（有効期間）

第3条 本協定の有効期限は、締結の日から5年を経過した年の年度末までとする。

ただし、協定の有効期間満了の日の1ヶ月前までに甲乙いずれかから特段の申し入れがない場合は、有効期限の翌日からさらに5年間更新することとし、その後も同様とする。

（その他）

第4条 甲及び乙は本協定内容を変更することが必要となった場合、本協定に疑義が生じた場合は速やかに協議し、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成30年5月28日

甲 ふくい林業カレッジ 校長

豊岡 正

乙 福井森林管理署 署長

竹井 正治

連携及び協力する事項

(1) フィールド提供

(2) 講師派遣

(3) 技術の導入

(4) 森林林業の普及

(5) 就職意識向上のための諸活動

(6) その他

現地学習会

平成30年7月25日 3D地上レーザー現地学習会



操作実習：湯上国有林

(1) フィールド提供

(2) 講師派遣

(3) 技術の導入



座学実習：奥越農林総合事務所

新聞報道あり

講師派遣

平成31年1月30日 一般教養講座：国有林の仕事



講義：ふくい林業カレッジ

(2) 講師派遣

(4) 森林林業の普及



松原国有林（敦賀市）



福井森林管理署

島根県立農林大学校との連携

～平成30年度の実績と令和元年度の計画～

島根森林管理署

連携と協力に関する協定の締結 1

① 協定締結者

島根県立農林大学校校長
島根森林管理署署長

② 協定締結日 平成29年7月20日

③ 目的（第1条）

それぞれの人材、資源、フィールドや研究データ等の活用を図りながら、生物多様性の保全をはじめとする森林の有する多面的機能の持続的発揮、森林資源の有効利用、森林・林業の再生及び地域振興に貢献するための調査研究及び人材の育成等の促進を図ることを目的とする。

連携と協力に関する協定の締結 2

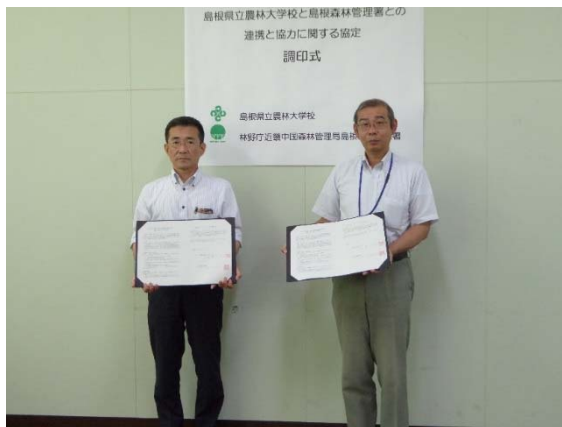
④連携及び協力する事項（第2条）

- （1）人材育成、研究等のためのフィールドの提供
- （2）技術開発の成果や調査資料の提供
- （3）森林・林業の専門的かつ高度な知識・技術を有する人事の育成
- （4）研究成果及び研究成果を利用して開発された林業技術の普及及び定着
- （5）就業体験や職業意識向上のための諸活動

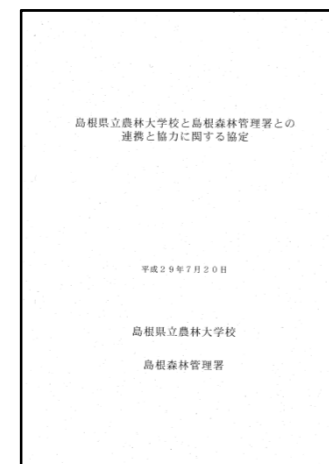
⑤協定の有効期間（第3条）

平成35年3月31日まで

ただし、協定の有効期間満了後、特段の申し出がない場合、さらに5年間更新する。



協定締結調印式（島根森林管理署会議室）



協定書

平成30年度の取組事項

○ 国有林野のフィールド提供による各種連携

- ① 場所 曲山国有林（美郷町）
- ② 面積 0.45ha（スギ0.31ha、ヒノキ0.14ha）
- ③ 実習期間 平成30年5月～10月
- ④ 実習参加人数 2年生7名
- ⑤ 実習内容 測量から造材・集積までの一連作業

※ このほか同地で、1年生9名が期間内に伐倒・集材・造材体験を実施（3日間）した。

<学生の声>

これまでの実習では、測量・森林調査・伐倒・集材など、個別の作業について様々な現場で体験してきた。しかし、今回国有林での実習では、同じ森林において林分調査から収穫設計、販売まで一連の作業を行い、卒論テーマの検証ができた。

出典：平成30年度農林大学校卒業生の卒業論文要旨より（一部要約）

(参考)

平成30年度 国有林を活用した実習実績
(2年生7名)

曲山国有林220わ林小班

日 付	作 業 内 容	実習人数
5月28日	林道・作業道刈り払い	4
5月29日	間伐予定地の周囲測量・標準地調査	7
6月 4日	周囲測量(再測)	2
9月27日	列の選木・伐倒	7
9月28日	伐倒	7
10月 3日	伐倒・集材・造材	7
10月 4日	伐倒・集材・造材	7
10月 5日	伐倒・集材・造材	7
10月18日	検寸・現場片付け	4
	計	52

※ このほか同地で、1年生9名が伐倒・集材・造材体験を実施している。

◆平成30年度実習地



実習前のミーティング

R元.6.10 林業大学校等との意見・情報交換会



集・造材実習



検寸実習



実習の合間（当署森林官と）

令和元年度の取組事項（計画）

1 実習地としての国有林野のフィールド提供

- ①場所 竹山国有林（美郷町）
- ②面積・樹種 0.50ha スギ
- ③実習期間 令和元年5月～10月
- ④実習参加人数 2年生9名
- ⑤実習内容 測量から造材・集積までの一連作業

2 大学校生への国有林に関する講義

- ①日時 令和元年6月19日（水）10:30～
- ②場所 島根県立農林大学校林業科
（中山間地域研究センター内（飯南町））
- ③講師 島根森林管理署長
- ④内容 国有林の概要について

◆令和元年度実習予定地の林況



竹山国有林 261と林小班 1



竹山国有林 261と林小班 2

◎ 今後も協定に基づき連携を深め、島根県・日本の林業の成長産業化に向け取組を促進していく方針

おまけ

◆農林大学校卒業論文発表会



卒論発表会 1



卒論発表会 2

ご清聴ありがとうございました。